平成２２年（フ）第３０２号
群馬県太田市鳥山上町1153番地
債務者　株式会社Ｌａ・Ｓｃｅｎｅ
代表者代表取締役　久保田安紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後４時
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５８６号
広島市東区中山鏡が丘９番26号
債務者　西東　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９９号
福井県勝山市旭町３丁目108番地
債務者　有限会社大東モーター
代表者代表取締役　中村　周治
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時15分
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５２７号
宮崎市神宮東１丁目８番27号　神宮レジデンス203号、前住所宮崎市月見ケ丘１丁目14番９号
債務者　中野　　寛
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
4　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８９号
滋賀県東近江市平田町103番地５
債務者　森本　悦弘
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８０８７号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番151―407号
債務者　熊原　徳彦
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　破産債権の届出期間　平成23年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４７号
千葉市中央区宮崎町47番地１　ライオンズマンション蘇我５―602号
債務者　山本　孝夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中由美子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
栃木県栃木市大平町富田1361番地２、従前の住所栃木県栃木市片柳町４丁目12番５号
債務者　大田和　勤
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月22日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２１４号
栃木県足利市末広町21番地１
債務者　鳥野見和成
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１５号
栃木県足利市末広町21番地１
債務者　鳥野見佳子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　正毅
4　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１００８号
熊本市水源１丁目21番１―３号
債務者　藤坂幸惠子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　康博
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９７号
富山県砺波市庄川町筏８番地
債務者　池田　喜一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛治　富夫
4　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２８５号
山口県下関市綾羅木本町９丁目７番４号、前住所山口県下関市岬之町５番12号
債務者　三好　誠二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　智宏
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月４日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
山口県下関市長府八幡町１番28―201号　ヴィラシオン長府
債務者　水谷　隼人
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大賀　一慶
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７７３号
東京都町田市本町田3352番地８
債務者　冨永　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　勝
4　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部